

地方独立行政法人大牟田市立病院

地域医療連携システム（通称：ありあけネット）利用者規定

第1章 総則

（目的）

第1条 この規定は、地方独立行政法人大牟田市立病院が設置する。

地方独立行政法人大牟田市立病院地域医療連携システム（ありあけネット。

以下、地域連携システム）利用について必要な事項を定めるものである。

（利用者）

第2条 利用者とは、本規定に定める ID、パスワード等の登録を完了した参加者のことをいう。

（利用者の責務）

第3条 利用者が、地域連携システムを利用するに際しては、著作権法(昭和45年法律第48号)及び個人情報保護条例および法を遵守しなければならない。

- 2 利用者は、利用者規定に定める目的以外にその情報を利用してはならない。
- 3 利用者は、地域連携システムを通じて入手した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、診療および説明目的での利用や閲覧以外は、複製・公開・提供してはならない。
- 4 地域連携システムの情報の取扱いについては事務局が別に細則を定めるものとする。
- 5 利用者は、情報セキュリティに十分注意し、ID、パスワードを当該医療機関職員などを含め、利用者本人以外の者に利用させてはならない。
- 6 利用者は地域連携システムに接続する端末には、セキュリティを維持するために事務局が推奨するウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。

第2章 地域連携システムの利用

（地域連携システムの利用形態）

第4条 地域医療連携システムの利用者は、ソフトウェアVPN 機器を備えたパソコン端末を用いアクセスを行うものとする。

- 2 地域連携システムを利用するコンピューター端末には、ウイルス対策ソフトがインストールされていることを条件とし、常に最新のウイルス定義が更新されていることを条件とする。
- 3 ID、パスワードの利用は交付を受けた本人のみが利用するものとし、職員などの代理の者などの本人以外には使用させてはならない。

（利用時間）

第5条 地域連携システムの利用は、365日常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合は利用者に対して、事前に通知をした上で運用を停止し、不定期に必要なとなった保守点検・修理の際は予告なく運用を停止するものとする。

（機能等の変更等）

第6条 地域連携システムの良好な運用を維持するために、必要な際には、地域連携システムに関する機能又は利用時間の変更又は停止を行う。

- 2 前項の規定により変更又は停止するときは、利用者に対し事前にその旨を通じて連絡するものとする。ただし、緊急その他に理由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 ID番号、パスワードなど

(ID番号の利用者)

第7条 ID及びパスワードを利用できる者は、発行を受けた本人のみとする。

(ID番号等の管理等)

第8条 利用者は、ID番号及びパスワード(以下「ID番号等」という。)を適切に管理するとともに、当該ID番号等の利用許可を受けた本人以外に利用させてはならない。

- 2 各施設の地域連携システムに登録されるパスワードは、あらかじめ定めた一定期間で更新するものとし、変更されない場合、または一定期間利用がない場合は、機能を一時停止するものとする。
- 3 ID番号等が前項の機能停止となった場合には、利用者マニュアルに定める手順で、利用再開を行うものとする。
- 4 登録医療機関の長は、所属するネットワーク利用者が本規定の利用者に該当しなくなったときは、その管理責任をもって、すみやかにID番号等の取り消しを申請しなければならない。

(ID番号等の取り消し)

第9条 利用者が次の事項のいずれかに該当したときは、ID番号等は取り消しをする。

- 2 本規定の利用者に該当しなくなったとき。
- 3 法令等の各条項に違反したとき。
- 4 ネットワーク上の情報の取り扱いが不適切であり、指導・警告にもかかわらず改善が認められない場合。

第4章 その他

(地域連携システム運営委員会)

第10条 この規定による地域連携システムの適正な運用を促進するため、地域連携システム運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員長が指名するものをもって組織する。
- 3 委員会には委員長を委員会委員の互選をもって1名を置く。
- 4 委員長は、必要に応じ委員会を招集する。
- 5 委員会の事務は、委員長が指示する部署が担当する。
- 6 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長に諮って定める。

(利用者規定の変更)

第11条 利用者規定の変更は委員会において取り扱い、出席した委員の4分の3以上の

多数による議決を経、かつ、委員長の承認を得なければならない。

(事務局)

第12条 この規定に定める事務手続き等においては事務局においてその業務を行うものとする。事務局は大牟田市立病院の地域医療連携室が担当する。

(その他必要事項)

第13条 この規定に定めるもののほか、必要な事項については、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成24年10月22日から施行する。